

天理市指定下水道工事店の指定申請について

天理市上下水道局

指定下水道工事店として天理市の指定を受けようとされる方は、次により指定下水道工事店申請書の提出をしてください。

■ 受付

随時、受付けます。(午前9時から午後4時30分まで)
ただし、土曜日、日曜日及び祝日等は除きます。

■ 提出場所及び方法

天理市上下水道局 総務経営課に、持参してください。

■ 指定手数料 10,000円

■ 申請に必要な書類

- 1 指定下水道工事店指定申請書(様式第1号)
- 2 機械器具調書 (排水設備工事に必要な機材) (別紙)
- 3 誓約書 (様式第2号)
- 4 定款又は寄附行為・・・・・・・・・・・・・・・・ (法人の場合)
- 5 登記簿の謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・ (法人の場合)
- 6 住民票の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ (個人の場合)
- 7 排水設備工事責任技術者選任届出書 (様式第6号)
 - * 奈良県下水道排水設備工事責任技術者試験合格証
 - * 奈良県下水道排水設備工事責任技術者更新講習修了証
 - * 奈良県下水道排水設備工事責任技術者証 (更新)《上記のうち、現在有効となるもののコピーを添付してください。》

【注1】 提出書類が不足している場合は、受付できません。

【注2】 登記簿の謄本、登記事項証明書及び住民票の写しは、発行日から3箇月以内のものを提出してください。(コピー不可)

【注3】 申請をする方が下記の指定の基準に適合していない場合は、指定を受けることができませんので申請前に必ず確認してください。

■ 指定の基準について

- 1 奈良県内に事業所を有する者であること。
- 2 奈良県下水道協会が行う排水設備工事責任技術者試験に合格した者を有する者であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

■ 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務経営課
TEL 0743-63-1001（内線805）